

# 横根太陽光発電所建設に関わる問題

横根高原の自然を守る会

## 1 景観上の問題

建設が予定されている地域一帯は、横根山頂から9合目付近の稜線沿いの南斜面であり、ミズナラ林のつづく横根高原を代表する美しい景観を有している地帯である。

特に、2013～14年の環境省による「前日光県立自然公園生態系回復事業」、その後の県単事業により、横根高原の森林景観は本来の美しい景観をとりもどしつつある。

こうした自然の保全により、訪れる観光客の数はここ数年飛躍的に伸びている。この横根高原の最も美しい心臓部にあたる一帯の森林を皆伐し、広大に人工物で覆う景観は想像を絶するものである。

特に太陽光パネルの設置が予定されている粕尾峠からの南斜面は、ミズナラ林がつづく美しい横根高原への玄関口である。

昨今、古峰ヶ原からの道路が完成したが、これは北斜面を抜ける道であり、大半がカラマツ林である。

2014年の環境省による「横根高原生物多様性維持回復事業」の調査でも、樹種の数は粕尾峠からの南斜面が圧倒的に多い。特に新緑や紅葉が美しいカエデ類はこの斜面に多く美しい景観を醸し出している。古峰ヶ原からの北斜面にはこのような景観はない。

同時に、高原へのハイカー、観光客は県南、首都圏からの人たちが多く、この人たちは、ほとんどが栃木インターから南斜面の粕尾峠から入ってくる。

前述したとおり、県道から高原への道に入ったとたん、広大なソーラーパネルの風景がつづくことになる。訪れる人たちに与える影響は計り知れないし、県立自然公園内の風景として想像を絶することである

関連諸法令 景観法、鹿沼市景観計画  
 栃木県立自然公園条例  
 栃木県自然環境の保全及び緑化に関する条例

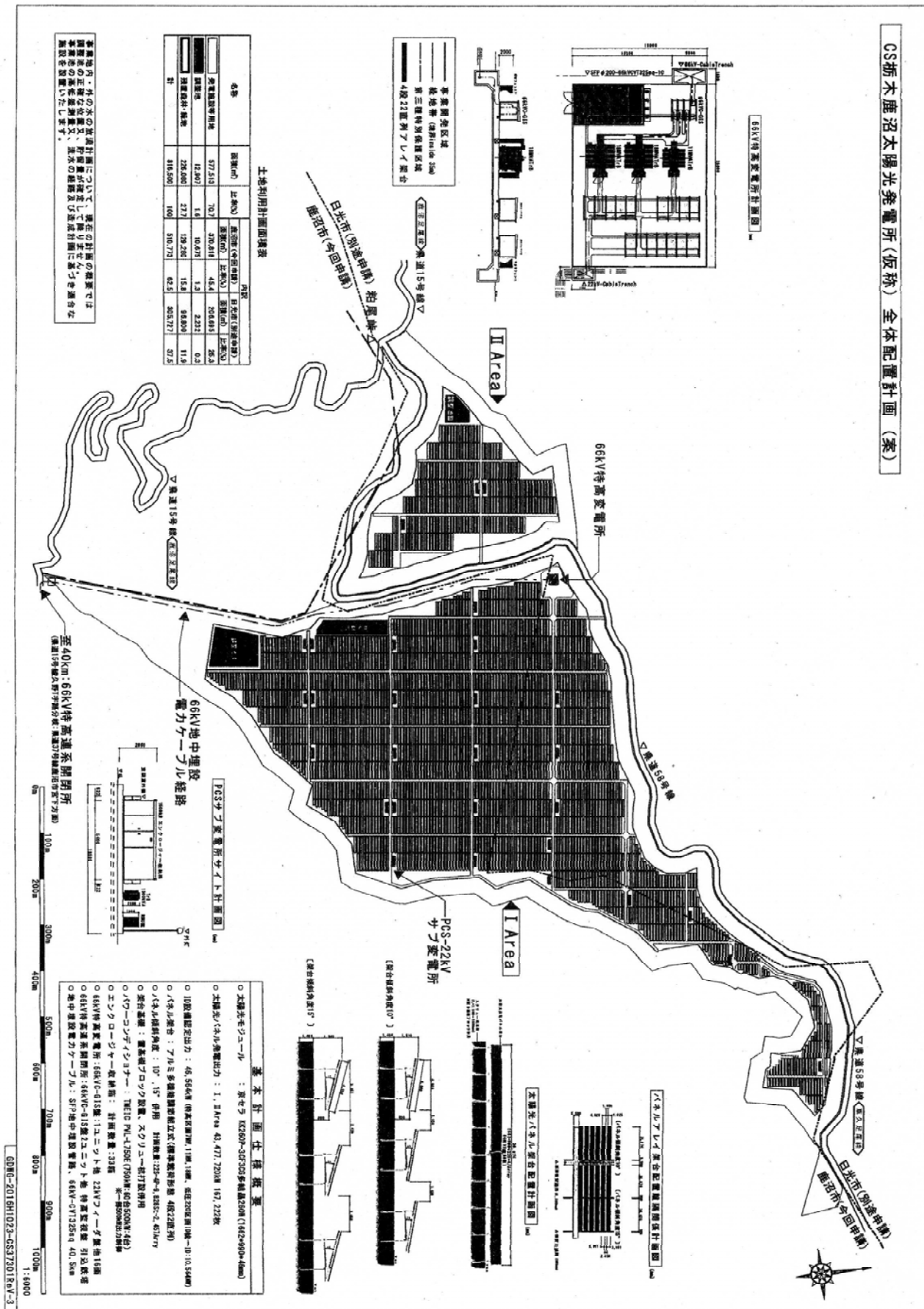
## 2 水源涵養機能に関わる問題

横根高原は、保水力が大きいとされる深層風化した花崗岩地帯である。同時にその保水量をさらに高めているのが、一帯のミズナラを中心とした森林である。

当該地帯は思川の源流地帯を抱える一帯であり、この地域の広大な森林を失うことは緑のダムとしての機能に大きな損失を与え、大雨時の土砂直接流出、洪水緩和、水源涵養機能に打撃を与えるものと思われる。

場合によっては、特別地域の井戸湿原の水位にも影響を与える可能性があり、綿密な調査が必要である。

関連諸法令 栃木県地下水及び水源地域の保全に関する条例



### 3 周辺自然環境に与える気温変動の問題

広域にわたり森林を伐採することにより、森林による太陽光の熱吸収は閉ざされることになる。同時に太陽光パネルの太陽光反射による熱拡散は大きなものがある。この二つの条件が重なることにより、周辺気温は上昇するものと思われる。

特に当該地は、海拔高度1200m地域で冷涼な気候であることから、その影響は平地の比に及ぶものではなく、周辺の森林の生態系維持に与える影響は甚大であると考えられる。

大規模太陽光発電の普及に伴い、この問題は全国的にも随所で提起されている。

本来的には推進されるべきシステムではあるが、その設置のための場所確保のために大規模に森林が伐採される問題が多々起きている。

こうした現象は、太陽光発電のために、CO2吸収の唯一の要である森林を消失させ、地球温暖化対策に逆行するものでもあり、本末転倒である。

当該事業は他に類を見ない大規模な様相であるので、気象、生態系、土石流災害等緊急、喫緊の問題が山積しているものと思われる。

### 4 雨水と調整池等に関わる問題

横根高原は雨量の多い地点で、高原内の方塞山には気象庁の無線ロボット雨量観測所が設置されている。こうしたことから、降水時の高原からの流出水量は大きいものと考えられる。

同時に森林を伐採することにより、雨滴の樹冠遮断が無くなり、斜面を下る水量は増大することが考えられる。

通常、林床生態学において、森林の雨滴の樹冠遮断量は樹種にもよるが20～30%であると考えられている。

これは、森林を伐採することにより流出水量が20～30%増になるということでもある。

同時に想起されることは、ゴルフ場等広大な土地の森林を更地にしての事業の場合には、雨水の更地からの一気の流出を緩和するために調整池が設けられることが多い。

本事業においても調整池等の設置が計画されている。これは横根高原全体の生態系、生物多様性に甚大な影響を及ぼすものと考えられる。

海拔高度が高くなればなるほど、その生態系は絶妙のバランスで成立し、その生物多様性を維持している。この生態系のバランスは長い年月の自然の遷移の上に作り上げられたものである。

この生態系の中に、広大な森林を更地にするばかりか人工的に広い水面（池・沼）を構築することは、人工的に生育、生息する動植物の種類を変化させることにつながる。

それは、同時に絶妙のバランスで成立している横根高原の生態系を攪乱することにつながることも考えられる。

それは、もはや自然の営みとは言えず、人工的に創出された環境における動植物の生育、生息に過ぎず、県立自然公園の名に値しないものであると考えられる。

関連諸法令 栃木県砂防指定地管理条例  
森林法  
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律  
地すべり等防止法

### 5 国指定天然記念物動物、並びに絶滅危惧種の生息に関わる問題

当該地には、国指定天然記念物ニホンヤマネ、国指定特別天然記念物ニホンカモシカの生息が確認されている。

天然記念物においては文化財保護法でその保護が強く義務づけられている。同時に天然記念物等の動植物の保護については環境省も関与することになっている。

もし、本事業が進められるのであれば、当該動物の保護策は避けては通れないものと考えられる。

並びに、当該地では数多くの絶滅危惧種の動植物が確認されている。特に絶滅危惧カテゴリーの最上位（絶滅危惧ⅠB類）にランクされているクマタカの生息地である。

特に、横根高原は県内でも2カ所しか確認されていないクマタカの繁殖が確認されているひとつである。

広大な面積の太陽光パネルは、上空を飛翔しながら小動物を狙い、捕獲するクマタカの生息には大きな影響を及ぼすものと考えられる。

絶滅危惧種の保全に関しては、関連法令は多々あるが、特に生物多様性基本法、環境基本法、種の保存法等によりその保護が強く規定されている。もし、本事業が進められるのであれば、クマタカをはじめとする絶滅危惧種への影響を排除することが必要である。

横根高原における絶滅危惧生物

	植 物	昆虫類	魚 類 両	両生・は虫類	鳥 類	ほ乳類
絶滅危惧Ⅰ類	5種				1	1
絶滅危惧Ⅱ類	9			1		
準絶滅危惧	7	7		3	3	3
情報不足		1				
要注目	1	6	1	3		

関連諸法令 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律  
文化財保護法、栃木県文化財保護条例

### 6 太陽光パネル設置斜面の問題

太陽光発電のために設置されたパネルの大敵は雑草や灌木である。雑草や灌木はパネル面に影を落とし、時にはパネル面を覆ってしまい、発電能力を低下させる。

そうした弊害を防ぐため、パネル設置地面には、除草剤の散布、碎石、除草シートの敷設等がなされる。

その結果、パネル設置面は草木一本生えない裸地状態の山肌である。草木のない裸地には昆虫や鳥獣はすむことはできない、その結果、横根高原の南斜面に野生の命にとっては、広大な死のエリアが出現するのである。また、除草剤が使用された場合は、水源地帯でもあり、下流域への影響も心配される。

同時に、台風等の大雨時、樹木や草灌木等の干渉がない裸地状態の斜面からの水の流出は、土石流等の災害を引き起こす懸念がある。

平成28年12月